

## **吸収分割に係る事後備置書類**

**(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項及び第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)**

**2024 年 9 月 1 日**

**株式会社ウィルグループ  
DXHUB 株式会社**

2024年9月1日

## 吸収分割に係る事後開示事項

東京都中野区本町一丁目32番2号  
ハーモニータワー27階  
株式会社ウィルグループ  
代表取締役社長 角 裕一

京都府京都市京区中堂寺栗田町93番地  
リサーチパーク6号館2階  
DXHUB株式会社  
代表取締役社長 澤田 賢二

株式会社ウィルグループ（以下「分割会社」といいます。）とDXHUB株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2024年7月23日付け吸収分割契約に基づき、同年9月1日を効力発生日として、分割会社が営む外国人向けのモバイルインターネット接続サービス及び音声通話サービスを内容とする「ENPORT mobile」サービスに係る事業に関する権利義務（以下「本件事業」といいます。）を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関する事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2024年9月1日

#### 2. 分割会社に関する事項

##### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続（吸収分割差止請求手続）の経過

本件吸収分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

##### (2) 会社法第785条の規定による手続（株式買取請求手続）の経過

本件吸収分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第 785 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第 785 条の規定による手続を行っておりません。

### **(3) 会社法第 787 条の規定による手続（新株予約権買取請求手続）の経過**

分割会社は、会社法第 787 条第 3 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

### **(4) 会社法第 789 条の規定による手続（債権者異議手続）の経過**

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 7 月 29 日付で官報公告及び電子公告を行いました。同法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

## **3. 承継会社に関する事項**

### **(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続（吸収分割差止請求手続）の経過**

会社法第 796 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求をした株主はおりませんでした。

### **(2) 会社法第 797 条の規定による手続（株式買取請求手続）の経過**

会社法第 797 条の規定による株式買取請求をした株主はおりませんでした。

### **(3) 会社法第 799 条の規定による手続（債権者異議手続）の経過**

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2024 年 7 月 29 日に官報公告及び知れている債権者に対する格別の催告を行いました。異議申述期間内に会社法第 799 条第 1 項に基づき異議を述べた債権者はおりませんでした。

## **4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項**

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2024 年 9 月 1 日をもって、吸収分割契約に基づき、分割会社から本件事業に関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。承継会社が分割会社から引き継いだ資産の額は 107 千円及び負債の額は 0 円です。

**5. 本件吸収分割に係る変更の登記をした日**

2024年9月14日（予定）

**6. その他、本件吸収分割に関する重要な事項**

本件吸収分割による分割会社及び承継会社の資本金及び資本準備金の額の増減はありません。

以 上

添付書類 1

本吸収分割契約書



## 吸収分割契約書

株式会社ウィルグループ（以下「分割会社」という。）及びDXHUB株式会社（以下「承継会社」という。）は、分割会社が承継会社に対し、対象事業（第1条に定義する。）に関して有する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本会社分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本分割契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

分割会社は、本分割契約の定めに従い、本効力発生日（第3条に定義する。）をもって、分割会社が営む、外国人向けのモバイルインターネット接続サービス及び音声通話サービスを内容とする「ENPORT mobile」サービスに係る事業（以下「対象事業」という。）に関して有する第4条第1項に規定する権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

### 第2条（分割当事会社の商号及び住所）

本会社分割における分割会社及び承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

#### (1) 吸収分割会社

商号 株式会社ウィルグループ  
住所 東京都中野区本町一丁目32番2号

#### (2) 吸収分割承継会社

商号 DXHUB株式会社  
住所 京都府京都市下京区中堂寺栗田町93番地  
京都リサーチパーク6号館2階

### 第3条（効力発生）

本会社分割が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年9月1日とする。ただし、本会社分割の手續上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承継会社が協議し合意の上、変更することができる。

### 第4条（承継する権利義務）

1. 本会社分割により分割会社から承継会社に承継される資産、債務、契約その他の権利義務は、本効力発生日において対象事業に属する別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務とする。
2. 分割会社から承継会社に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
3. 分割会社は、承継会社に対し、本分割契約締結日及び本効力発生日において、承継する契約、債権、債務について事前に開示された情報がいずれも重要な点において真実かつ正確であり、かつ、本会社分割の実行に重大な

悪影響を及ぼす事由若しくは事象に関する情報であって承継会社に開示されていないものがないことを表明し、保証する。

#### 第5条（分割対価）

承継会社は分割会社に対して、本会社分割の対価として金 870 万円を効力発生日限り、分割会社が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、支払う。

#### 第6条（株主総会承認等）

分割会社及び承継会社は、本効力発生日の前日までに、関連法令により必要となる手続を行うものとする。ただし、分割会社及び承継会社は、会社法第 784 条第 2 項及び第 796 条第 2 項の定めにより、会社法第 783 条第 1 項及び第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

#### 第7条（善管注意義務）

分割会社は、本分割契約締結後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって対象事業に係る業務の執行及び財産の管理を行うものとし、対象事業に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、あらかじめ承継会社の承諾を得て行うものとする。

#### 第8条（競業禁止義務）

分割会社は、本効力発生日から 2 年を経過する日までの間、直接又は間接に、対象事業と実質的に競合する事業を行わないものとする。

#### 第9条（損害賠償）

分割会社及び承継会社は、相手方の責めに帰すべき事由に基づく本分割契約に基づく義務の違反（第 4 条第 3 項の表明保証違反を含む。）により、損害を被ったときは、本効力発生日から 6 ヶ月以内の請求であり、かつ、損害額が 100 万円を超える場合に限り、第 5 条に定める分割対価の 30% に相当する金額を上限として、相手方に対し、損害賠償を請求できるものとする。

#### 第10条（解除）

分割会社及び承継会社は、相手方が本分割契約に基づく重大な義務に違反した場合（第 4 条第 3 項の表明保証違反を含む。）において、書面により是正を求める旨の通知を行った後、相当期間を経過してもなお当該違反が是正されないときは、本効力発生日前に限り、本分割契約を解除することができる。

#### 第11条（本分割契約の変更等）

分割会社及び承継会社は、本分割契約の締結後、本効力発生日に至る間に、分割会社又は承継会社の財産その他の権利義務又は経営状況に重大な悪影響が生じたときには、分割会社及び承継会社の合意により、本分割契約に定める条件を変更し、又は本分割契約を解除することができる。

第12条（協議事項）

本分割契約に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本分割契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社が協議の上定める。

第13条（専属的合意管轄）

本分割契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本分割契約書2通を作成し、本分割契約の当事者が各1通を保有する。

2024年7月23日

分割会社

東京都中野区本町一丁目32番2号  
ハーモニータワー27階

株式会社ウィルグループ

代表取締役社長 角 裕



承継会社

京都府京都市下京区中堂寺粟田町93番地  
京都リサーチパーク6号館2階

DXHUB株式会社

代表取締役社長 澤田 賢二





## 承継権利義務明細表

承継会社が、分割会社から承継する対象事業に属する資産、債務その他の権利義務は次のとおりとする。

## 1. 承継する資産

- (1) 対象事業に属する「ENPORT mobile」のアプリケーションソフトウェア（以下「本件アプリ」という。）に関して、分割会社が有するプログラム（ソースコードを含む。）、デザイン、データ、コンテンツ及びこれらの使用に必要なパスワード情報（以下本件サイトのプログラム等と総称して「本件プログラム等」という。）
- (2) 本件サイト、本件アプリ及び本件プログラム等に関して分割会社が有する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）
- (3) 本件サイト、本件アプリ及び本件プログラム等に関し、分割会社が有する本件事業に関する「ENPORT mobile」サービスの利用者の情報
- (4) 対象事業に関し、分割会社が有するWi-Fi端末24台

## 2. 承継する債務

下記3の承継する契約に基づく債務以外には特になし。

## 3. 承継する契約

分割会社が締結し、かつ本効力発生日の前日の終了時において効力を有する対象事業に属する以下の契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務（ただし、下記に明記する金銭債務以外の効力発生日の前日まで既に発生している金銭債権及び金銭債務を除く。）。

- (1) 対象事業の利用者との契約。なお、Wi-Fi利用に関して分割会社が利用者から差し入れを受けた保証金の返還債務を含む。また、利用者から分割会社が全額前払を受けたSIM利用料の前払金により、下記(3)の契約に基づいて株式会社AIR-Uへ毎月支払うべき、SIM利用料の支払債務を含む。
- (2) 対象事業に関するミック株式会社との2023年7月1日付けサービス提供契約
- (3) 対象事業に関する株式会社AIR-Uとの2019年10月1日付けレンタルサービス提供契約
- (4) 対象事業に関するソフィアデジタル株式会社との2023年8月8日付け各種取引に関する契約
- (5) 対象事業に関する株式会社divxとの2023年9月14日付けシステム保

守委託契約

- (6) 対象事業のFacebookページに関するMeta Platforms, Inc.との契約関係（Facebookページの所有権の移管方法に基づく移管を行うものとする。）
- (7) 対象事業に関するhubspotのアカウントに関するHubSpot, Inc.との契約
- (8) 対象事業に関するformrunのアカウントに関する株式会社ベーシックとの契約
- (9) 対象事業に関するAWSのアカウントについてのアマゾンウェブサービスジャパン合同会社との契約
- (10) 対象事業に関するgithubに関するGitHub, Inc.との契約（分割会社は、GitHub, Inc.の定めるリポジトリの移管手続をとるものとする。）
- (11) 対象事業に関するGMOインターネットグループ株式会社との「お名前.com」の以下のドメイン管理サービスに関する契約  
【ドメイン名：en-port.jp】
- (12) 対象事業に関するOpenAI Global, LLCとのChatGPTサービスに関する契約
- (13) 対象事業に関するGMOペイメントゲートウェイ株式会社との決済代行サービスに関する契約のアカウント（承継会社にて事前にGMOペイメントゲートウェイ株式会社との間で契約を締結した上で、アカウントの承継を行う。）

なお、対象事業に属する雇用契約及びリース契約については、一切承継しない。

以 上



## 添付書類 2

承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

## 第9期

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

# 決算報告書類

- 事業報告
- 計算書類
  - 貸借対照表
  - 損益計算書
  - 株主資本等変動計算書
  - 個別注記表
- 監査役監査報告

DX HUB 株式会社

# 事業報告

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類から5類への移行に伴う社会経済活動の正常化が進む中で、緩やかな回復傾向が見られました。特にインバウンド市場においては、訪日観光客数がコロナ渦前に近い水準にまで回復し、円安を背景として2023年の訪日観光客の旅行消費額はコロナ渦前の2019年を超える5兆円越えを記録しました。このような経済環境のもと、モバイルソリューション事業では中核サービスである訪日外国人向けの多言語サポート付き通話SIMカード「JP Smart SIM」やモバイルWiFi「JP Smart WiFi」のさらなる販売強化に取り組んでまいりました。

2019年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大により、我が国のDX推進の機運は一気に高まりましたが、コロナ渦収束後においても企業等におけるより一層のDX推進は依然として重要な課題となっています。このような状況下、ビジネスソリューション事業では、国内代理店としてNo.1の導入実績を持つ名刺管理サービス「Sansan」の導入・運用支援の契約獲得が堅調に推移し、新たに中小企業向け名刺管理サービス「Eight Team」の導入支援の事業展開にも取り組んでまいりました。その他、インボイス制度・電子帳簿保存法に対応した請求管理サービス「Bill One」の導入・運用支援も順調に契約を獲得することができました。

また、わが国は少子高齢化等に起因する深刻な労働者不足問題を抱えており、外国人労働者への依存度合いは将来益々加速するものと予測されています。このような状況下、当社は2024年3月に株式会社ウィルグループより外国人雇用管理サービス「ビザマネ」事業及び外国人勤怠管理サービス「アワマネ」事業を譲受け、多くの外国人労働者を雇用している飲食業や物流業などの企業が抱える外国人労働者の雇用管理や勤怠管理の課題を解決支援する新事業を開始いたしました。

以上の結果、当期の売上高は、前期に比べ99百万円増加の734百万円となり、営業利益は前期に比べ13百万円増加の26百万円、経常利益は前期に比べ26百万円増加の39百万円となりました。また特別利益として投資有価証券売却益8百万円、特別損失として投資有価証券評価損12百万円等を計上した結果、税引前当期純利益は前期に比べ14百万円増加の33百万円、当期純利益は法人税等2百万円、法人税等調整額△4百万円の計上により前期に比べ17百万円増加の35百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において新たな資金調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第6期	第7期	第8期	第9期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	649	584	635	734
経常利益 (百万円)	△9	△1	13	39
当期純利益 (百万円)	△31	△3	18	35
1株当たり当期純利益 (円)	△1,228.09	△124.20	698.88	1,349.52
総資産 (百万円)	683	605	674	636
純資産 (百万円)	177	127	164	200

(注1) 損失については△で記載しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済み株式総数により算定しております。

## (5) 対処すべき課題

### ① 事業の拡大、収益の確保

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当から5類に移行されたことにより、訪日外国人観光客はコロナ渦前の水準に回復することが見込まれます。このような状況下のなか、モバイルソリューション事業においては訪日外国人観光客向けサービス販売をコロナ渦前の水準までにまずは回復させ、その後さらなるサービス販売を拡大することが重要な課題であると考えております。この課題に対処するため新たなサービスの開発・販売をより一層推進し、事業の拡大及び収益の確保を図っていくほか、日本の文化や生活様式、観光名所等の情報を多言語で発信する当社情報サイトをバージョンアップし、外国人観光客や在留外国人の生活を支援する外国人支援事業も強化してまいります。

また当社の継続的な成長・発展には、既存事業であるモバイルソリューション事業、ビジネスソリューション事業のさらなる強化に加え、新たな事業の開拓が欠かせないものであると考えております。モバイルソリューション事業において外国人観光客や在留外国人の生活を支援するサービスを展開する一方で、新たに外国人雇用管理サービス「ビザマネ」及び外国人勤怠管理サービス「アワマネ」を通じて外国人労働者を雇用する企業向けのサービスも展開し、わが国が抱える少子高齢化問題に起因する労働者不足の課題解決に貢献する取り組みも行ってまいります。

### ②コンプライアンスの徹底

コンプライアンスは経営の根幹をなすものであり、その徹底無くして当社の継続的な成長は望めません。コンプライアンスを推進するために代表取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する情報共有を行っているほか、役員及び従業員に対するコンプライアンス研修等を通じた継続的な啓蒙活動を行っております。

### ③コーポレートガバナンス・コードへの対応

将来株式上場する場合に備え、コーポレートガバナンス・コードへの適切な対応を図ってまいります。

### ④危機管理への対応

当社を取り巻く様々なリスクを事前に認識・評価し、リスクが顕在化しないよう、適切な対応を実施してまいります。

### ⑤人材の確保・教育、働きやすい職場環境の整備、ダイバーシティの推進

効率経営を目指し、従業員の生産性向上、少数精鋭体制の確立のため、従業員教育の強化、有能な人材の確保に努めてまいります。

次世代経営者及び次世代幹部候補者の育成に努めるとともに、女性従業員を含めた多様な人材の育成に努めてまいります。また、従業員にとって働きやすい職場となるよう、環境整備に努めてまいります。

### ⑥品質維持への対応

労働災害、サービスクレームゼロを目指し、日ごろからの管理の徹底、発生時の原因追及及び対策実施を徹底してまいります。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

ジャパンアクセス株式会社 当社の 100%子会社であります。

(7) 主要な事業内容

① モバイルソリューション事業

外国人労働者・留学生向け多言語サポート付き通話 SIM カード「JP Smart SIM」、モバイル Wifi「JP Smart Wifi」の提供、業界シェア率 No1 の「民泊 WiFi」や、レンタルスペース事業者様向けの「レンタルスペース WiFi」、IoT 事業者様向けの「JP SMART IoT」など、通信サービスを多数展開しております。

②ビジネスソリューション事業

名刺管理サービス「Sansan」や請求管理サービス「Bill One」の導入・運用支援を中心に、お客さまのお役に立てるクラウドサービスの導入支援事業を行っております。

③タレントソリューション事業

外国人雇用管理サービス「ビザマネ」や外国人勤怠管理サービス「ビザマネ」を提供しているほか、外国人労働者向け人材紹介サービスを行っております。

(8) 主要な営業所 (2024 年 3 月 31 日現在)

本社 京都府京都市下京区  
東京オフィス 東京都渋谷区

(9) 従業員の状況 (2024 年 3 月 31 日現在)

従業員数	前期末比増減
36 名	2 名増

(注) 上記には、臨時従業員は含めておりません。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金額
	百万円
株式会社関西みらい銀行	60
株式会社三井住友銀行	33
株式会社滋賀銀行	24
株式会社みずほ銀行	16

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は株式上場に向けて、業務の適正を確保するための体制等の整備を進めているところであるため、該当事項はありません。

3. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

4. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

6. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目		金額	科目		金額
資産の部			負債の部		
流動資産		478,332	流動負債		326,362
現金及び預金		238,546	買掛金		42,892
売掛金		102,963	1年内返済予定の長期借入金		29,238
商貯		1,443	未払金		34,545
前払費用		480	未払法人税等		22,320
前払費用		1,124	未払消費税等		2,814
貸倒引当金		138,639	契約負		11,594
		90	預り金		167,747
		-4,953	賞与引当金		1,949
			ポイント引当金		9,922
					3,338
固定資産		158,318	固定負債		109,377
有形固定資産		6,985	長期借入金		105,042
建物附属設備		0	資産除去債		990
工具器具及び備品		1,929	その他		3,345
レンタル用資産		5,055			
無形固定資産		76,213	負債合計		435,740
ソフトウェア		61,256	純資産の部		
営業権		14,618	株主資本		198,670
商標		339	資本金		100,000
投資その他の資産		75,119	資本剰余金		106,347
投資有価証券		11,615	資本準備金		100,254
出資		50	その他資本剰余金		6,092
関係会社株		52,535	利益剰余金		-7,676
長期前払費用		280	固定資産圧縮積立金		6,586
繰延税金資産		2,960	繰越利益剰余金		-14,263
その他		7,678	評価・換算差額等		2,241
			その他有価証券評価差額金		2,241
資産合計		636,651	純資産合計		200,911
			負債・純資産合計		636,651

# 損益計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		734,894
売上原価		243,172
売上総利益		491,722
販売費及び一般管理費		465,662
営業利益		26,060
営業外収益		
受取利息及び配当金	95	
補助金助成金収入	15,149	
その他の	2,060	17,304
営業外費用		
支払利息	886	
借入保証料	1,135	
その他の	1,711	3,733
経常利益		39,631
特別利益		
投資有価証券売却益	8,690	8,690
特別損失		
固定資産除却損	0	
支払違約金	2,900	
投資有価証券評価損	12,403	15,304
税引前当期純利益		33,017
法人税、住民税及び事業税	2,814	
法人税等調整額	-4,860	-2,046
当期純利益		35,063

# 株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金						利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金					
当事業年度期首残高	100,000	100,254	6,092	106,347	1,600	-44,340	-42,740	163,606	918	918	164,525
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金					4,986	-4,986	-	-			-
当期純利益					-	35,063	35,063	35,063			35,063
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									1,322	1,322	1,322
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	4,986	30,076	35,063	35,063	1,322	1,322	36,386
当期末残高	100,000	100,254	6,092	106,347	6,586	-14,263	-7,676	198,670	2,241	2,241	200,911

## 個別注記表

2023年4月1日から  
2024年3月31日まで

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 資産の評価基準及び評価方法
  - 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 関係会社株式  
移動平均法による原価法
    - その他有価証券
      - 市場価格のあるもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - 市場価格のないもの  
移動平均法による原価法
  - 棚卸資産の評価基準及び評価方法
    - 商品  
月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
    - 貯蔵品  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産（リース資産を除く）
    - 建物、建物附属設備  
定額法によっております。
    - 工具器具及び備品、レンタル用資産  
主に定率法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8年
工具器具及び備品	3年～15年
レンタル用資産	3年～5年
  - 無形固定資産（リース資産を除く）  
自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。
  - ポイント引当金  
販売促進のため顧客に対して付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、過去の使用実績率に基づき翌事業年度以降に使用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。
- 収益及び費用の計上基準  
当社は当事業年度において主にMVNO事業として通信サービスの提供、代理店事業としてSaaSサービスの提供、DX人材紹介事業を行っており、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の進捗度に応じて収益を認識しております。  
当社が代理人としてサービスの販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

#### 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 25,982 株
2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
3. 当事業年度末の株式引受権に係る株式の種類及び総数  
該当事項はありません。
4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数  
該当事項はありません。

#### 収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報  
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。  
(単位：千円)

	当事業年度
役務提供収入（総額処理）	657,714
代理店収入（純額処理）	77,180
顧客との契約から生じる収益	734,894
その他の収益	-
合計	734,894

2. 収益を理解するための基礎となる情報  
「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報  
当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は2,199千円であり、当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

#### その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額及び比率等については、表示単位未満を切り捨てにより表示しております。

DX HUB株式会社  
 計算書類に係る附属明細書 第9期

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細 (単位:千円)

区分	資産の種類	期首帳簿 価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物附属設備	0	-	-	-	0	8,074
	工具器具及び備品	859	1,855	-	785	1,929	5,458
	レンタル用資産	218	5,860	-	1,023	5,055	29,235
	計	1,078	7,715	-	1,808	6,985	42,768
無形 固定資産	ソフトウェア	17,038	51,448	-	7,230	61,256	26,365
	営業権	-	14,865	-	247	14,618	247
	商標権	-	342	-	2	339	2
	ソフトウェア仮勘定	3,867	4,501	8,368	-	-	-
計	20,906	71,157	8,368	7,481	76,213	26,616	

注1: 工具器具及び備品の増加は、主にパソコンの取得によるものであります。

注2: レンタル資産の増加は、wifiの取得によるものであります。

注3: ソフトウェアの増加は、主に株式会社ウィルグループより事業譲受したビザマネサービスに係るソフトウェアの取得29,792千円、JP Smart SIMサービスに係るソフトウェアの再開発8,848千円であります。

注4: 営業権及び商標権の増加は、株式会社ウィルグループより事業譲受したビザマネサービスに係るものであります。

注5: ソフトウェア仮勘定の増加及び減少の主な要因は、JP Smart SIMサービスに係るソフトウェア再開発の増加及び本勘定への振替によるものであります。

2. 引当金の明細 (単位:千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	5,413	4,953	5,413	4,953
賞与引当金	12,789	9,922	12,789	9,922
ポイント引当金	2,856	3,338	2,856	3,338

3. 販売費及び一般管理費の明細 (単位:千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	24,120	
給料手当	143,533	
賞与	1,159	
賞与引当金繰入	22,965	
法定福利費	25,732	
旅費交通費	7,560	
福利厚生費	1,268	
通信費	2,844	
販売手数料	30,535	
荷造運賃	7,136	
広告宣伝費	34,020	
販売促進費	9,698	
交際費	5,494	
会議費	1,775	
水道光熱費	1,381	
消耗品費	2,100	
租税公課	376	
新聞図書費	98	
採用教育費	7,852	
決済手数料	35,879	
支払手数料	1,888	
他社サービス利用料	34,069	
諸会費	978	
リース料	51	
外注費	8,605	
業務委託費	25,586	
支払報酬料	4,840	
地代家賃	10,010	
保険料	160	
修繕維持費	1,513	
事務用品費	35	
減価償却費	8,543	
貸倒繰入額	-459	
ポイント引当金繰入	481	
貸倒損失	3,822	
計	465,662	



## 監査報告書

私たち監査役は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査の結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年6月14日

DX HUB 株式会社

監査役 辻 高史 ㊟

監査役 大久保 幸治 ㊟